

令和7年12月定例会議 提出案件説明会後の記者会見

次 第

1. 12月定例会議の提出案件の内容等について

資料1 令和7年12月定例会議提出案件資料（条例案件等）

資料2 令和7年12月定例会議提出案件資料（予算案件等）

2. 市の除雪対策について

3. その他

日時：令和7年11月25日（火） 10時00分より

場所：市民ホール・正庁

令和7年度 除雪対策

市民部危機管理課
建設部道路課

1 除雪対策について

(1)除雪業務の強化

- ①出動基準の見直し・・・大雪が見込まれる場合は、10cm未満でも出動
- ②除雪車の確保・・・市及び除雪委託業者での増車
- ③路線に応じた配車
- ④帰属済未認定道路の除雪
- ⑤私道の一部除雪
- ⑥オペレーターへの技術的指導
- ⑦流雪溝の機能確保
- ⑧国・県との連携

(2)次の除雪に備えた強化策

- ①雪溜め場の確保
- ②雪溜め場や交差点部の雪山の除去（山取班の設置）

2 情報発信

(1)市民への注意喚起

- チラシ、市政だより、エフエム会津、市ホームページ、あいべあ「防災情報メール」、SNSなど
- ・路上駐車をしない、側溝に雪をすてない、除雪作業への協力理解、大雪時の外出控えなど

(2)流雪溝の活用

流雪溝が十分活用されるよう、その機能確保と利用周知を行う。

(3)あいべあ「防災情報メール」への一層の登録を推進

【大雪時】

(1)市民生活に関する情報を周知

- ・除排雪情報、通行止め情報など
- ・イベント等の中止、市の窓口対応情報など
- ・除雪作業への協力、外出控えや在宅勤務・時差出勤・営業の時短の協力など

3 市の体制

(1)雪害応急対策本部の設置

【設置基準】

- ・大雪警報が48時間以上継続すると見込まれる場合
- ・積雪量（最深部）が80cmを超えると見込まれる場合

【内容】

- ・臨時雪捨て場の確保、排雪対策の強化、町内会等の除雪機械利用の支援など

(2)雪害緊急対策班（単身高齢者宅の間口除雪）

- ・積雪期（12月中旬から2月下旬まで）の期間

(3)災害級の大雪時におけるタイムライン

- ・早期の防災体制と除排雪体制の構築

災害級の大雪時におけるタイムライン（防災行動計画）

(令和7年11月21日策定)

【ポイント】

豪雪により、道路の除雪が必要となる場合や被害が予想される場合には

①福島気象台と連携し、速やかに雪害応急対策本部等を設置し、迅速に必要とされる情報を発信。

②関係機関と段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、迅速に対応。

③人命を守ることを最優先に、トップダウンにより迅速に外出自粛の呼びかけを実施。

※令和7年2月の雪害対応を踏まえ作成したものであり、実際の対応は気象情報によって前後する可能性がある。

時間の 目安	気象情報・被害情報等	想定象	市			国・県等	事業者・住民等
			防災対応（消防団含む）	除雪対応	情報共有		
-72h (3日前)	大雪に関する福島県気象情報 ○3日程度先までに大雪警報の可能性がある場合 ・大雪に関する気象説明会（市町村防災担当者向け）	・今後大雪の可能性がある ・路面の積雪深20cm ・道路除雪は稼働中 ・交通障害は発生していない	《注意警戒の徹底》 ○雪害対策関係課長会議の開催 ・情報共有（気象、交通、除雪、要配慮者等） ・注意喚起情報の発出（除雪用具の備えや外出の控え） →防災情報メール、市HP、SNS等 ・雪害緊急対策班（要配慮者間口除雪）の体制強化 ・雪害応急対策本部設置の上申 → 府内情報共有（公開フォルダ） ※以後、随時情報更新、資料アップ ○各課 ・イベント等の中止検討 ・大雪時の人員体制の確認（通勤、勤務体制、業務継続等）	除雪体制の確認、検討 ・道路管理者間での情報共有 ・予防的な通行止めの検討 ・道路パトロール ・他自治体への応援要請の検討（国、県を含む） ・除雪契約者との情報共有（交通規制、気象情報、排雪計画） ・排雪体制の検討 ・臨時雪捨て場開設の検討、状況確認 除雪作業の実施 ※道路積雪深10cm→除雪作業実施（車道、歩道） ※大雪警報などの気象情報が発表され、車両通行や歩行が困難になることが予想される場合は、積雪深10cm未満でも除雪作業実施	各道路管理者の計画による	・気象情報の確認 ・関係機関との連絡体制確認	【住民】 ・自宅で安全に過ごす準備 【避難支援等関係者】 ・避難行動要支援者への情報伝達 ・避難支援等の準備
-48h～ -24h (2日前)	大雪に関する緊急発表（国・気象台） 大雪注意報の発表（気象台） ○警戒レベル2 ・平地 20cm/12h ・山沿い30cm/12h	・路面の積雪深40cmを超える降雪が続く状況 ・道路除雪はフル稼働 ・交通障害は発生していない ・道路脇に除雪で寄せた堆雪により寄せる余裕がない箇所が出てくる	《警戒準備体制》 ・体制の確認（警報発表時に備えた府内周知） ○本部事務局員の待機 ・注意喚起情報の発出 ・降雪量の監視 ・除雪状況の把握	除雪体制の検討・協議 ・道路パトロールの強化、状況把握 ・他自治体への応援要請の協議（国、県を含む） ・除雪体制の確保 ・除雪実施の検討（内部）		・市内状況の把握及び情報収集	【企業】 ・テレワークや時差出勤等の検討 ・通行規制情報の確認 ・配送計画の見直し 【交通関係事業者】 ・関係機関との事前調整及び大雪事前広報
-24h～ -12h (1日前)	大雪警報の発表（気象台） ○警戒レベル3 ・平地 40cm/12h ・山沿い50cm/12h 顕著な大雪に関する気象情報	・路面の積雪深60cmを超える降雪が見込まれる降雪状況 ・道路除雪はフル稼働するものの、除雪が追いつかず、道幅に雪が積もりはじめる ・道路の除雪作業が必要な状態になる ・歩行困難な歩道箇所も発生はじめる ・道路脇に除雪で寄せた堆雪により寄せる場所がない	《警戒体制》 ○雪害応急対策本部の設置 ・気象情報の収集・共有（積雪量等見通し） ・被害状況の情報収集 ・除雪状況の把握 ・新たな雪捨て場の開設 ・町内会等への除・排雪支援 等 ・雪害緊急対策班の強化 ・府内の車利用の抑制 ・住民への情報発信 →市長メッセージ発出等マスコミと連携した発信 →防災情報メール、市HP、SNS等 【内容】臨時休業や時間差出退勤などの協力依頼 道路状況、除雪状況に関する情報 市の業務状況（イベント、窓口等）	除雪作業等の検討・協議 ・道路パトロールの強化、状況把握 ・臨時雪捨て場の開設準備		・関係機関との情報共有及び警戒 ・水路溢水の対応（消防署連携） ・除雪の交通規制を協議（警察署連携）	【住民】 ・不要不急な車利用の自粛 ・外出者は早期帰宅 ・事前の避難が必要な場合、大雪前に避難 【企業】 ・テレワークや時差出勤等の実施 【交通関係事業者】 ・広報活動（鉄道等の運休、高速道路の通行止め、利用者への情報提供等）
-12h～ -0h (半日前)	○警戒レベル3が続く ・平地 40cm/12h ・山沿い50cm/12h	・路面の積雪深80cmを超える降雪が続く ・圧雪、凍結により、道路状況が悪化し、通行困難な場所が発生はじめる ・道路の除雪作業が必要な状態だが、間に合っていない ・歩行困難な歩道箇所多数	※随时、府内の情報共有と住民への情報発信 ※車両のスタック箇所の情報共有 ※渋滞箇所の情報共有	除雪作業等の検討・実施 ・道路パトロールの強化、状況把握 ・臨時雪捨て場の開設 ・除雪の準備		・除雪の交通規制を協議（警察署連携）	【住民】 ・不要不急な車利用の自粛 ・外出者は早期帰宅 ・事前の避難が必要な場合、大雪前に避難 【企業】 ・テレワークや時差出勤等の実施 【交通関係事業者】 ・広報活動（鉄道等の運休、高速道路の通行止め、利用者への情報提供等）
0h	○警戒レベル3が続く ・平地 40cm/12h ・山沿い50cm/12h	・路面の積雪深120cmを超え、降雪が続く ・主要幹線道路でも、通行困難な場所が発生	除雪作業の実施（開始） ・道路パトロールの強化、状況把握 ・除雪の開始	交通規制開始（警察署連携）	【住民】 ・不要不急な車利用の自粛 ・外出者は早期帰宅 ・事前の避難が必要な場合、大雪前に避難 【企業】 ・テレワークや時差出勤等の実施 【交通関係事業者】 ・広報活動（鉄道等の運休、高速道路の通行止め、利用者への情報提供等）		
被害発生	災害級の大雪による被害発生 ・立ち往生車両、大規模渋滞の発生 ・孤立集落の発生 ・公共交通機関の停止 ・雪崩の発生	《非常体制》 ○災害対策本部 ・情報収集と発信（除雪や通行止め状況等） ・被害への対応（避難所の開設等） ・孤立集落対応（孤立解消の除雪） ・県への応援要請（自衛隊派遣含） ・災害協定先への応援要請	除雪作業の実施 ・除雪の実施	各道路管理者の計画による	・人命救助（消防） ・応援要請（広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）	【住民】 ・不要不急な車利用の自粛 ・外出者は早期帰宅 ・事前の避難が必要な場合、大雪前に避難 【企業】 ・テレワークや時差出勤等の実施 【交通関係事業者】 ・広報活動（鉄道等の運休、高速道路の通行止め、利用者への情報提供等）	